

第 160回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第160回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和3年12月10日（金）午後1時31分～午後3時56分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 センター本部役員会議室

3 議題

午後 1 時31分開会

○高橋委員長 皆さんどうも。第160回の審査委員会を開催いたします。

御多忙のところ、また随分寒くなりましたが、御参集いただきまして誠にありがとうございます。今回もウェブ方式とそれから会場での御参加という形の併用で行います。

ちなみに、会場には飯室委員、作間委員、永渕委員が御出席でございます。

現在、8名の委員が出席しております。岡本委員が御欠席でございますが、定足数は充足しております。

では、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料確認をさせていただきます。

当事者が参加するため審議順が変わりまして、令和3年審第19号、23号、令和2年審第18号、令和3年審第20号、21号、22号の6点になります。追加資料といたしまして、令和2年審第18号の資料2-2、2-3を配付いたしました。

以上になります。

○高橋委員長 本日の議事を確認いたしますと、契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は、形式的には8件でございますが、実質は6件となります。

また、本日意見陳述のお申出のあった方がお二人いらっしゃるという、そういう状況でございます。

それでは、まず令和3年審第19号、資料1、それから後から送られたものもありますので、1-1、1-2、1-3でございますが、事案を室長、お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審19号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 令和3年審第23号、資料5及び5-1です。では、室長から事案の説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審23号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

午後 3 時08分休憩

午後 3 時14分再開

○高橋委員長 それでは再開させていただきます。皆さん、おそろいですので。令和2年審第18号資料2、室長、説明をお願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審18号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは次、資料3の審第20号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審20号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 資料4審第21号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審21号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、いただいている時間は4時まででございますので、次回以降の説明、御案内をお願いします。

○事務局 それでは、今後の予定について御案内いたします。

次回1月の審査委員会は1月14日金曜日、午後1時30分から予定させていただいております。

資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたします。報告は以上になります。

○高橋委員長 それでは、今日は時間いっぱい頂戴してしまいましたが、これで160回審査委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時56分閉会